

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 号

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年四日市市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 2 1 号様式までを次のように改める。

整理番号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アの場合は、該当する□をチェックしてください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。          &lt;実施の方法&gt; <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付  <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類  <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証  <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )          ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）          (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人  <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者          (ふりがな)          (イ) 本人の氏名 _____          (ウ) 本人の住所又は居所 _____ Tel ( ) _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。          請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。          請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )</p>

※法定代理人又は任意代理人からの請求の場合、利益相反の防止等のため、本人に対する連絡その他の調査を行う場合がありますので、ご承知おきください。

4 開示請求に係る通知書への公印の押印の希望

<p><input type="checkbox"/> 本件開示請求に係る通知書への公印の押印を希望する。          (公印の押印を希望する場合はレ点をご記入ください。)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

事務担当課	部	課 (電話 _____)
備考		

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

**保有個人情報開示決定通知書**

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

（開示請求者が請求した内容）
（実施機関が特定した保有個人情報の概要）

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分： 不開示とした理由：  （個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当）
-----------------------------------------------------------

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 市政情報センターにおける閲覧 <input type="checkbox"/> 市政情報センターにおける写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
(2) 開示の実施日時等 <input type="checkbox"/> 次の日時にお越しください。 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 <input type="checkbox"/> 同封の案内文書をお読みいただき「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」をご提出ください。

事務担当課	部 課
	電話番号

(裏面)

✓が付された説明お読みください。(それ以外の説明文書は無関係です。)

□ 開示の日時が調整済みの方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のある方)

表面記載の日時に市政情報センターまでお越してください。その際は、①この通知書、及び②運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちください。

□ 開示の日時が未調整の方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のない方)

同封の説明文書をお読みいただき、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「保有個人情報開示実施方法等申出書」をご提出いただくか、又は、表面の事務担当課にご連絡いただき開示の実施希望日時をお伝えください。

なお、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に本件申出書が提出されず、ご連絡もいただけない場合は、当該開示決定に基づく開示ができなくなる場合があります。

□ 郵送による写しの交付を希望された方

同封の説明文書をお読みいただき、「保有個人情報開示実施方法等申出書」を同封のうえ、①開示手数料(現金)と②郵送費用(郵便切手)を現金書留により郵送してください。

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
開示をしないこと とした理由	（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

**保有個人情報開示決定等期限延長通知書**

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

**保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書**

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の内容	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

事務担当課	部 課
	電話番号

（第三者利害関係人） 様

四日市市長

保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書  
（第86条1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課 名）  （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

（第三者利害関係人） 様

四日市市長

保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書  
（第86条2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課 名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

整理番号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分   (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(裏面)

(説明)

## 1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的な理由について記載してください。

## 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

整理番号

第 号  
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

四日市市長

## 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、  
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

整理番号		文書番号	
		日付	

2 求める開示の実施方法

<input type="checkbox"/> 窓口における開示 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 開示の希望日時                      年                      月                      日  <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・該当する口に✓印を記入してください。
- ・写しの送付を希望される場合は、この申出書と①開示手数料（現金）、②郵送費用（郵便切手）を現金書留により郵送してください。

<参考>

写しの送付（郵送）に必要となる開示手数料（現金）及び郵送費用（郵便切手）

（ ・ 開示手数料（現金）                      円  
・ 郵送費用（郵便切手）                      円 ）

整理番号	
------	--

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

### 記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

**訂正請求に係る通知書への公印の押印の希望**

本件訂正請求に係る通知書への公印の押印を希望する。  
 （公印の押印を希望する場合はレ点をご記入ください。）

事務担当課	部	課（電話 _____）
備考		

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課
電話番号	

整理番号

第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

事務担当課	部 課 電話番号
-------	-------------

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

四日市市長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

#### 利用停止請求に係る通知書への公印の押印の希望

<input type="checkbox"/> 本件利用停止請求に係る通知書への公印の押印を希望する。 (公印の押印を希望する場合はレ点をご記入ください。)
------------------------------------------------------------------------------------

事務担当課	部	課（電話 _____）
備考		

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>（利用停止決定の内容）</p> <p>（利用停止の理由）</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課 電話番号
-------	-------------

整理番号	
------	--

第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

事務担当課	部 課
電話番号	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部総務課)